

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(制限措置の一部緩和等)

2021年4月1日
在ギリシャ日本国大使館

当地では連日のように記録的な数の新規感染者が確認され、アテネをはじめとして医療機関のICUが逼迫している状況ですが、3月31日、ギリシャ政府は市民のコロナ疲れ解消と経済活動の順次再開のため、下記のような制限措置の一部緩和等を発表しました。深刻な感染状況が続いていますので、みなさま方におかれましては、どうぞ引き続き感染防止に努めてお過ごしく下さい。

1 制限措置の一部緩和

(1) 小売店舗の営業再開(4月5日(月)から)

事前予約により店外での受け取り(Click Away 方式)または事前予約による店内での購入(Click In Shop 方式)が可能。デパートやショッピングモールについては引き続き閉鎖とする。顧客については、特別なコード番号で届け出することで、一日一回、3時間までの外出が認められる

※上記特別なコード番号については未だ正式発表はありません。市民保護省に確認したところ、現時点では未確定とのことですが、SMSを13033番ではなく13032番に送信する以外は、これまでと同様となるのではないかとのことでした。

(2) 運動のための移動に関する試験的緩和(4月3日(土)から)

運動やペットの運動のための移動について、試験的に土日のみ、車両を使用すること、居住する市外に移動することを認める。移動については3人まで、または一家族のみとする。

※県外移動については言及されていませんので、依然として原則禁止と思われます。

2 今後の予定

(1) ラピッドテスト・キットの配付(来週開始を予定)

社会保障番号(AMKA)保持者に対して、薬局でラピッドテスト・キット(Self-tests)を無償配付する予定(報道によれば、週一回、2か月分とのこと)。

(2) 一部学校授業の再開(感染状況を見ながら来週検討。4月12日(月)再開を予定)

(3)デパート・ショッピングモールの営業再開(未定。感染状況を見ながら来週検討する予定)

在ギリシャ日本国大使館

電話:210-670-9910、9911

F A X:210-670-9981

H P:<http://www.gr.emb-japan.go.jp>

メール:consular@at.mofa.go.jp